

長野県畜産広報

畜産経営情報

しあわせ信州

令和7年6月27日

(7畜経第3号)

問い合わせ先

長野県庁園芸畜産課

電話 026-235-7233

令和6年度補正 畜産クラスター事業(機械導入事業) 第2回要望調査を実施します

① 畜産クラスター機械導入事業の概要

- 収益性の向上に必要な機械装置(堆肥調製・散布関係機械、自動給餌機、飼料収穫機械など)の導入について機械価格の1/2以内が補助されます。

※機械の単純更新は対象外
(能力アップの場合は可)

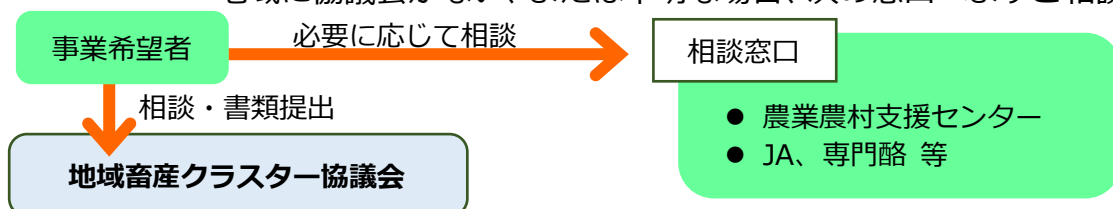
② 取組主体の主な要件等

- 地域の畜産クラスター協議会の中心的な経営体(見込み含む)である下記の者。
 - ・ 認定農業者又は認定新規就農者となっている畜産農家
 - ・ コントラクター、TMRセンターなどの飼料生産組織
- 事業実施要領に定められた成果目標の設定及び達成が必要。
(例)【一般枠】 中小規模経営の場合: 単位頭羽数当たりの販売額5%以上の増加 等
【飼料増産優先枠】 国産飼料給与割合34%以上
【省エネ優先枠】 電力又は燃料使用量の5%以上の削減

③ 要望調査

※要望は、地域の畜産クラスター協議会毎にとりまとめます。

地域に協議会がない、または不明な場合、次の窓口へまずご相談ください。



- (1) 申込方法 : 次の書類が協議会にありますので、協議会事務局と連携して作成し協議会へ提出してください。



- 参加要望書(県様式)
- 導入したい機械装置の見積書(1社)

- (2) 資料提出期限 **必着**

【一般枠】 期限: 令和7年7月28日(月) 提出先: (一社)長野県畜産会

【優先枠】 期限: 令和7年7月17日(木) 提出先: 長野県農政部園芸畜産課

④ お問い合わせ先

本事業についてご不明な点はお近くのJA、専門酪や農業農村支援センター、または以下の連絡先へお問い合わせください。

お問い合わせ先	電話番号
【一般枠】一般社団法人 長野県畜産会 (担当: 加藤・平林)	026-228-8809 (直通)
【優先枠】長野県 農政部 園芸畜産課 畜産経営係 (担当: 山崎)	026-235-7233 (直通)

事業対象機械装置の概要（令和7年2月7日時点）

機械装置の区分	仕様等
飼料給与関係機械装置	自動給餌機、自走式給餌機、自動給水機、ミキサーフィーダー、バールフィーダー、餌寄せロボット 等
畜舎温度制御機械装置	換気装置、細霧装置、送風装置、冷房装置、暖房装置 等
省エネ・電力安定供給のための機械装置	ヒートポンプ、インバーター制御装置、効率的生産の継続に資する機械装置、自家発電機、配電盤 等
家畜飼養管理機械装置	発情発見機、分娩監視装置、その他個体装着型家畜管理装置、哺乳ロボット、自動家畜分別機械装置、ふ卵関係装置 等
搾乳関係機械装置	搾乳ユニット自動搬送装置、搾乳ロボット、乳頭洗浄機、バルククーラー、オートサンプラー 等
衛生管理高度化機械装置	畜舎洗浄・清掃ロボット、ふん尿除去機械装置（自走式を除く）、動力噴霧機、車両消毒装置、脱臭関係装置 等
畜産物管理・加工機械装置	集卵装置、汚卵洗浄装置、食肉加工機械装置、乳製品加工機械装置、検卵機械装置、選卵機械装置 等
飼料播種・追播用機械装置	牧草播種機、追播種機、とうもろこし播種機、飼料用稲直播機 等
飼料収穫・調製用機械装置	刈取機、反転機、集草機、梱包機、梱包格納用機械、フォーレージハーベスター、とうもろこし収穫機、運搬機、サイレージ等取出・積込機 等
その他飼料生産関係機械装置	稲わら収集機、簡易土壌分析機器 等
スマート農業関連機械装置	畜舎温度管理制御システム、GPSガイダンスシステム 等
草地等管理用機械装置	複合作業機を含み、草地等の管理・更新（除草、心土破碎、表層攪拌又は作溝・穿孔、施肥、耕起、覆土、鎮圧等）に係る作業に要する機械 等
飼料調製用機械装置	TMR等の混合飼料を調製するための混合・攪拌機、梱包解体機、梱包格納用機械、コンベア及び作業管理システム機器、簡易飼料分析機器 等
飼料用米調製用機械装置	飼料用米加工・調製機（飼料粉碎機、加圧圧パン処理機、造粒機、発酵処理機、梱包機等）、飼料混合機 等
放牧関連機械装置	電牧器、簡易畜舎（組立式）、移動式スタンション 等
飼料保管装置	飼料タンク、コンテナ、簡易飼料保管庫（延床面積 200 m ² 以下のものに限る。）
エコフィード調製・給与関係装置	エコフィード調製装置、エコフィード給与装置、リキッドフィード給与装置、簡易飼料分析機器、エコフィード運搬車（特装しているものに限る） 等
堆肥調製散布関係機械装置	堆肥散布機、切返作業機、堆肥運搬車（特装しているものに限る） 等

※トラクターは県知事承認を受けた場合のみ対象

※酪農の増頭要件については、協議会に問い合わせ願います。